

## 平成31年第1回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針
- 日程第 4 議案第 1号 平成31年度大洗町一般会計予算  
議案第 2号 平成31年度大洗町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3号 平成31年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4号 平成31年度大洗町介護保険特別会計予算  
議案第 5号 平成31年度大洗町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 6号 平成31年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算  
議案第 7号 平成31年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算  
議案第 8号 平成31年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算  
議案第 9号 平成31年度大洗町水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第10号 大洗町指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例  
議案第11号 大洗町指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例  
議案第12号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第13号 大洗町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第14号 大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第15号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について  
議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第 6 議案第17号 平成30年度大洗町一般会計補正予算（第4号）  
議案第18号 平成30年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第19号 平成30年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第20号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第21号 平成30年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 同意第 1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
同意第 2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 同別第 3号 大洗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 同意第 4号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 5号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 6号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 7号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 8号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 9号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 10号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 同意第 11号 大洗町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 選挙第 1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 9 請願第 1号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
- 日程第 10 報告第 1号 平成31年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	今村和章君	2番	勝村勝一君
3番	小野瀬とき子君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	小沼正男君
9番	田山忠君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	舟生光志	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	米川英一
学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	江橋浩司

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議長（今村和章君） おはようございます。傍聴人の皆様に申し上げます。朝早くからおいでいただきまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願い申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定していただけるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

---

○議長（今村和章君） 会議に先立ちまして、表彰状の授与を行います。

去る2月6日、菊地昇悦議員が議員在職27年以上、海老沢功泰議員が議員在職15年以上の功績により、全国町村議会議長会会長より表彰を受けられました。

ただいまから改めて表彰をいたします。

それでは、菊地昇悦議員、海老沢功泰議員、前のほうにお進みください。

〔議長より表彰状の伝達 演壇で授与〕

○議長（今村和章君） ここで小谷町長より、ご祝辞をいただきます。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） おはようございます。

菊地議員、海老沢議員、誠におめでとうございます。

自治功労者として菊地議員におかれましては平成3年から7期にわたって町政の発展に大変なご貢献をいただいておりますし、また、海老沢議員については平成11年から4期にわたって同じように町政発展にお力を注いでいただきました。

このたびは自治功労者として全国議長会会長から表彰の栄に浴されまして、心からお祝いを申し上げる次第であります。

ご案内のとおりご両人が議員としてお務めいただいた頃、菊地議員の平成3年の頃は、まだまだバブル期の最中でありましてですね、押せ押せというようなムードの時の環境だったなというふうには思っています。

また、海老沢議員の11年頃の状況については、もうバブルが崩壊をするというようなことでありまして、大変厳しい右肩下がりのような環境の中でのご就任というようなことでありましたが、ご両人の一生懸命ご努力いただいたこと、今思い起こしているところであります。

大洗町もご案内のとおり港のある豊かな海浜文化都市として発展を図ってまいりましたが、そういう中においてご両人が一生懸命町の発展にお力を注いでいただいたこと、心からまた敬意を申し上げる次第であります。

ご案内のとおりこのお二人がご活躍いただいているなかにおいて、一番やはり記憶に強く残っているのは東日本大震災だというふうに思っております。この震災で、あのようですね大変大きなダメージを受けましたけれども、復旧・復興に向けてまたお二人も一生懸命ご努力いただいたこと、本当に心から敬意を申し上げているところであります。

今日、ご案内のとおり少子高齢化が進んで、この小さい地方がですね生きていくということがなかなか大変な環境になってきたというようなことで、地方創生の今、取り組みが中心的に、この各市町村で執り行われているところであります。我が町も恵まれた自然環境を有して、宝、足元にたくさんある、そういうところをしっかりと掘り起こし、生かして、元気にしていこうという取り組みに一生懸命ご両人にもお力を注いでいただいているところであります。特にやはりこういう環境でありますので、町民の皆さん方が豊かに生活ができて、安心してお暮らしいただける環境というようなことで、いつもながらそういうような適切なまたご提言をいただいております。

厳しい環境でありますけれども、今、我が国はさらなる観光の振興、インバウンドにも一生懸命力を入れてさらなる活性化を図っていこうという取り組みが行われておりますし、私どもの町もその道にしっかりと乗ってですね、さらなる振興、活性化の図れる展開をしていきたいと思っております。

誇れる原子力研究施設もありますし、重要港湾もありますし、また、観光でも県内第一の入込み客を数えている町でありますので、そういうところを踏まえて、より豊かな大洗町作りにですね、一層のお力添え賜りますよう心からお願い申し上げます。

本当におめでとうございました。

○議長(今村和章君) 表彰状を受けられました菊地昇悦議員より、謝辞をいただきたいと思っております。宜しく願いいたします。

〔菊地昇悦議員 登壇〕

○菊地昇悦議員 このたびの議員活動の受賞に議会の貴重な時間を割いていただきまして本当にありがとうございます。

今回の受賞は、何といたっても町民の皆様からの議員の職を与えていただき、そしてご支援をいただいたことにあります。まずはじめに町民の皆さんにお礼を申し上げたいと思っております。

そして、ただいまは町長から過分な祝意を寄せていただきました。誠にありがとうございます。

今、この演壇に立っておりますが、まさにこの演壇で一般質問などを行ってまいりました。歴代の町の幹部であります町長はじめ課長職の皆さんと一般質問など交えてきたことを思い出します。そのことを通じて学ばされ、そして鍛えられてきたんだというふうに自覚しております。多くの方々の関わりで今回の授賞であり、感謝を申し上げます。

もう一つは、私は6人の方々と初当選をいたしました。既に勇退された方もおられます。あるいは、病気で志半ばで議員職を終えなければならない、そういう方もおられます。皆さんがこの演壇で町のことや町民のことに心を寄せ、思いを寄せて発言をされておりました。同期の議員の方々

の思い、そこに私自身の思いを重ね、これからも議員活動に努めていかなければならない、そのことをこの受賞を機として改めて頑張る決意、そして感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（今村和章君） 続きまして、海老沢功泰議員より、謝辞をいただきたいと思います。宜しく願いいたします。

〔海老沢功泰議員 登壇〕

○海老沢功泰議員 議員の基本となす挨拶は菊地議員が先輩議員としてしていただきましたので、私のほうは短く、自分の気持ちを皆様にお礼の言葉として伝えたいと思います。

町長、本当に今日はありがとうございました。

私も早いもので15年の議員生活してなりました。この間にいろいろな経験をし、先輩議員からの叱咤激励、また、同僚議員からの仲間としてのつながり、きずなというものを感じた次第であります。私も当選当初は4人の同僚議員がおりましたけども、今では副議長の勝村議員と私と2人になってしまいました。ただ、私が15年間議員生活した中で、一つのポリシーとして捉えているのは、自分の気持ちは曲げない、ブレない、これが議員の活動の全てとして私は自分の肝に銘じて活動してまいりました。今後とも微力ではありますが、町発展のために議員としての活動を続けたいと思います。宜しくお願いします。

本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（今村和章君） 両名ともおめでとうございました。表彰されました菊地昇悦議員、海老沢功泰議員の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

以上をもちまして、表彰状の授与を終わります。

---

開会 午前 9時42分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（今村和章君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより平成31年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（今村和章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 小野瀬とき子君、4番 伊藤 豊君を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（今村和章君） この際、諸般の報告をいたします。

1月7日、建設経済常任委員会を開催し、委員会視察研修について協議をいたしました。

1月26日から1月30日まで、町長ら執行部とともに議長、副議長はポーランド共和国オトフォツク市へ友好都市締結に向けた話し合いのため訪問いたしました。

2月7日、議会全員協議会を開催し、常任委員会構成等について協議をいたしました。

2月8日、県北中央町村議会議長会議員研修会を大洗町で開催し、大洗町議会議員11名が参加し、NPO法人ふるさと回帰支援センター理事長高橋公氏から「ふるさとと回帰運動の今を語る」というテーマで講義を受けました。

2月12日、茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課より職員を招き、「災害に対する備えについて」というテーマで議員研修会を開催いたしました。

2月13日、群馬県昭和村より議員12名が視察に訪れ、議会改革の取り組みについて意見交換を行いました。

2月14日、洵沼ラムサール条約登録湿地市町議長会主催により、千葉県谷津干潟自然観察センターへ視察を行い、議長、副議長で参加いたしました。

2月19日、第5回県央地域議長懇話会が水戸市で開催され、議長が出席いたしました。

2月21日、茨城県町村議会議長会主催の議員自治研究会を大洗町議会議員10名が参加し、生物学者池田清彦氏から「環境問題を考える」のテーマで講義を受けてまいりました。

監査委員から、平成30年11月から31年1月までの現金出納帳の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎会期の決定

○議長（今村和章君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。また、3月10日、日曜日は、平日に議会に傍聴できない方も多いため、特に会議を開きたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。また、3月10日、日曜日は、特に会議を開くことに決定いたしました。

---

◎平成31年度施政方針および議案第1号ないし議案第9号の上程、説明

○議長（今村和章君） 日程第3、平成31年度施政方針および日程第4、議案第1号から議案第9号まで、平成31年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括として議題とします。

これより平成31年度施政方針に関する説明および一般会計・特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 平成31年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、平成31年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきまして、ご審議をいただけますことに深く感謝を申し上げます。

本定例会においてご審議をいただく諸議案の説明に先立ち、平成31年度の町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

1月の内閣府の発表資料によれば、我が国の経済情勢については、世界経済の緩やかな回復を背景に、企業の稼ぐ力が高まり、企業収益が過去最高となる中で、雇用・所得環境が改善し、経済の好循環が着実に回りつつあるとされています。

一方、先行きについては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性などから予断を許さない状況にあります。

政府においては、こうした状況を踏まえ、経済再生と財政再建化の両立を図るとともに、引き続き一億総活躍社会の実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安全につながる社会保障」からなる「新・三本の矢」を一体的に推進するものとしています。

本町においても、こうした国の動向を踏まえ、地域経済の活性化に全力で取り組むとともに、急激な人口減少や少子高齢化などに的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持しなければならないと考えております。

次に、平成31年度における重要施策について申し上げます。

「地方創生」「防災・減災対策」「子育て支援と教育環境の充実」を大きな柱に据え、議会、そして町民の皆様とともに、その実現に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

まず初めの柱は、「地方創生」についてであります。

政府が昨年末に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」によれば、2017年の総人口は、前年に比べ22万7,000人減少し、年間出生数も94万6,000人と100万人を割り込むなか、東京圏へは年間約12万人の転入超過が見られるなど、東京一極集中の傾向が継続しております。

また、地域経済の現状を見ると、東京圏とその他の地域との間には、1人当たりの県民所得に差が生じているなど、地方にとっては依然として厳しい状況にあります。

人口減少と地域経済減少の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すため、国では第1期「総合戦略」の総仕上げに取り組むとともに、地方創生の新たな展開として、飛躍に向け、

次期の総合戦略策定の準備を開始するとしております。

このような国の取り組み環境を踏まえ、本町においても地方創生の実現にとって極めて重要な1年であることを改めて自覚をいたしまして、「大洗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる四つの基本目標の実現に向けて努力してまいります。

平成31年度においても、引き続き国の交付金を活用しながら、大洗サンビーチにおいて通年での賑わい創出に取り組むほか、現在整備を進めている駅前広場を再生するために、駅舎に隣接する敷地の一部を活用し、新たに観光の交流拠点を整備していく予定であります。

また、小学校跡地や耕作放棄地が点在する二葉地区における農地の利活用を促進するとともに、これまでの地方創生の事業展開と相まって国内外との観光交流人口の増加を図り、起業機会を高めることによって大洗に新しい人の流れと雇用を生み出すなど、大洗町人口ビジョンに掲げる「西暦2040年における出生率2.0と人口目標1万5,000人」の目標実現に向けて、引き続き取り組みを強化してまいります。

二つ目の柱は、「防災・減災対策」についてであります。

これまで本町では、防災・減災対策と新たな魅力づくりを同時に図る復興まちづくりの総合的な推進に取り組んでまいりました。引き続き若見屋平戸線の整備のほか、避難道路の維持管理に取り組むとともに、防災行政無線のデジタル化や避難所看板の整備、災害対策用備蓄品の充実に努めてまいります。

これらの施設整備によりまして安全・安心なまちづくりを進めることは、ひいては地域の魅力度向上にもつながるものと考えております。

また、万が一の原子力災害に備えまして、東海第二原子力発電所、大洗町内の研究炉の事故時における広域避難計画の策定にも引き続き取り組んでまいります。

三つめの柱は、「子育て支援と教育環境の充実」であります。

地域内での人口減少を抑制し、活力を維持していくために、結婚から妊娠、出産、子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない環境の整備や、子どもが個性や能力を発揮し、生き生きと活躍できる人材を育てる教育環境と地域社会をつくっていくことが重要であります。

このため、本町では「親子ふれあいセンター『きらきら』」において、未就学児の遊び場づくりのほか、子育てに対する負担や不安・孤立感を和らげる育児相談などに引き続き取り組むとともに、女性の社会進出の増加に伴う学童保育や病児保育など、多様化する保育ニーズへ対応した体制づくりや就学前教育の充実に努めているところであります。

また、学校教育環境に関しては、平成24年の「大洗小学校」に続き、平成28年の「南小学校」の開校、そして平成30年10月の「南小・中学校共用体育館」の完成により、小学校校舎整備計画に基づく施設の整備はひとつの大きな区切りを迎えました。

第一中学校区と南中学校区の「2小・2中学校体制」となった教育環境を生かしまして、9年間を見通した小・中連携教育のさらなる充実を図ってまいります。

教育内容に関しましては、非常勤講師、特別教育支援員、外国語指導助手の配置など教育指導体

制の充実を図るとともに、タブレットを活用した情報活用技術の育成に努め、郷土教育や平和教育、さらには校外教育としてスタートしたサイエンスカレッジを含め、理科・科学教育などの総合的な取り組みについても引き続き進めてまいります。

次に、平成31年度の主な施策について申し上げます。

一つは、「安心して健やかに暮らせるまちづくり」であります。

重点施策にも位置づけている子育て支援については、妊娠から出産・育児までの切れ目のない施策の充実・強化に努めます。不妊治療費や妊婦健康診査受診料の助成、両親教室等の開催のほか、産後健診費用の助成や子育て支援アプリ「あらハピ！」の充実を図ってまいります。

また、母乳育児相談のほか、保健師が全ての乳児宅を訪問する家庭訪問事業等について、引き続き実施をしてまいります。

保育事業につきましては、町独自の保育料軽減策に加え、10月に幼児教育・保育無償化が実施される予定であります。さらに、民間保育所等に対し、さらなる保育内容の充実を図るため、引き続き看護師を配置した病児保育に対する補助や町独自の運営費補助を行ってまいります。

また、小学生を有する家庭への支援として、第三子以降の入学時に支給する「浜っ子すこやか報奨金」のほか、入学時におけるランドセル購入費用の一部助成、多子世帯への給食費補助を継続してまいります。さらに、学童保育についても保育内容の充実を図るとともに、新たに民間で実施する学童保育への支援にも取り組み、共働き世帯などのニーズに応えてまいります。

医療福祉制度による医療費助成については、平成30年度から町独自に高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担を完全無料化としております。引き続き医療機関受診の際の経済的負担の軽減を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が健康を維持し、介護予防に努める施策として、シルバーリハビリ体操や元気づくりサロン事業等を展開するとともに、買物支援対策事業による生活援助を通じて高齢者等が主体的に地域交流と生きがいつくりに取り組めるように支援をしてまいります。

障害者福祉につきましては、社会福祉協議会をはじめ医療機関や関係施設などと連携をいたしまして、障害のある方が安心して地域で自立して暮らしていけるよう、引き続き各種手当の給付や福祉サービスの提供、就労支援体制の充実等に努めてまいります。

また、新年度には、県の医療福祉制度の改正に伴いまして、重度心身障害者等の対象者に新たに精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級の方を加え、医療機関受診の際の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、近年、増加傾向にある認知症や精神障害などを有する方の権利と財産を擁護するための成年後見制度の活用支援を図ってまいります。国民健康保険につきましては、ヘルスアップ事業として特定健診の未受診者に対する勧奨通知の内容を見直すことで、より検診に興味を持っていただき、引き続き健診受診者へのフォローアップなどに努めてまいります。

その他各種の検診につきましても総合健診やがん検診等のほか、新たに妊娠による歯周病等のリスクを早期に発見するための妊婦歯科検診を実施するなど、受診しやすい環境づくりを通じて受診

率向上に努めてまいります。

また、健康づくり事業につきましては、適塩運動による食生活改善の推進のほか、大洗いきいき体操、歩いたカード表彰事業、サンビーチを活用したウォーキング事業等、このほかにも女性・男性それぞれの特性に着目した運動教室の開催などによりまして運動の習慣化を支援してまいります。

第2は、「人と文化を育むいきがいのまちづくり」についてであります。

重点施策で申し上げましたとおり、教育振興は町政の大きな柱の一つであります。「南小・中学校共用体育館」の完成によりまして大洗町の校舎整備計画が一つの大きな区切りを迎えたことから、今後、小・中連携教育のさらなる充実を図るとともに、人材面や教育内容など、ソフト分野での教育環境の充実を目指してまいります。

人材面につきましては、少人数でティームティーチングを行う非常勤講師、生活や学習上の困難を抱える児童・生徒に対する特別教育支援員、さらには英語教育の指導助手を町独自に配置するほか、部活動指導員を配置して部活動の質の向上と顧問となる教員の負担軽減を図ってまいります。

学習支援につきましては、タブレットを活用した情報活用技術の育成に努めるほか、学びの姿勢づくり事業として成果を上げている「放課後チャレンジ教室」や「夏休みチャレンジ教室」を継続し、学習の習慣化と学力向上に取り組むとともに、サイエンスカレッジによる理科・科学教育の振興にも力を入れてまいります。

また、大洗町教育センターにおける教育相談体制の充実を図るとともに、高校生・大学生を対象とした奨学金制度を通して、就学・進学不安解消にも対応してまいります。

社会教育・生涯学習の推進について、公民館講座や文殊塾の充実に努め、町民のニーズに対応した体験・学習機会の提供を図るとともに、生涯学習フェスティバルなどの機会を通じ、学んだ成果を展示・発表することにより、生涯を通じた学びを継続できるような環境づくりに努めてまいります。

また、家庭教育の重要性に鑑み、保護者に対する各種講演会や企業訪問講座等を実施してまいります。

青少年の健全育成につきましては、北海道洋上体験学習や通学合宿など多様な体験学習を実施いたします。

また、栃木県茂木町との「海っ子・山っ子交流」のほか、那須町との「ジュニアリーダー交流」など、県外自治体との友好都市の環境などを生かして、子どもたち同士の交流を促進してまいります。

芸術文化の振興につきましては、町民が身近に芸術文化に触れることができるように、「芸術文化祭」「大洗音楽祭」などの企画に加え、「芸術鑑賞の集い」を開催し、子どもたちが芸術文化に触れる機会の創出を図ってまいります。

また、郷土の歴史を知る機会を充実させるため、埋蔵文化財に関する企画展などを開催するほか、当町の貴重な財産である磯浜古墳群を保存・活用していくため、古墳群の国指定を目指して取り組んでまいります。さらに、幕末と明治の博物館においては、天皇の退位・即位にあわせた皇室関係の

展示のほか、「いきいき茨城ゆめ国体」の開催にあわせた特別展覧会を実施いたします。

スポーツの振興につきましては、引き続きサンビーチマイルレースや各種大会を実施するなど、生涯を通してスポーツに触れる機会の創出を図ってまいります。

また、「夢 town 大洗スポーツクラブ」と連携をいたしましてビーチスポーツのメッカを目指すほか、「ひぬま夏海マラソン」の充実を図るなど、地域の活性化にも寄与したイベント開催に努めてまいります。

そして、本年はいよいよ「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。本町においては、正式競技として「ビーチバレー」「ゴルフ」、デモンストレーションスポーツとして「レク・クロッケー」を実施いたします。競技会場の環境を整備するとともに、競技を円滑に運営し、大会の成功に万全を期してまいります。

また、昨年第2回議会定例会において、議員提案により制定されました「おもてなし条例」の趣旨を踏まえ、「花いっぱい運動」など町民参加の運動を展開いたしまして、町を挙げての気運醸成を図り、全国から訪れるたくさんの方々に本町の魅力を堪能いただくとともに、町民の皆様にとっても思い出に残る大会となるように力を注いで取り組んでまいります。

第3は、「自然環境と共生し安全で住みよいまちづくり」についてであります。

涸沼がラムサール条約の登録湿地となったことを契機といたしまして、茨城町・銚田市とともに設立した「ひぬまの会」において、引き続き「環境の保全と再生」「賢明な利用」「交流と学習」につながる活動を実施してまいります。

環境美化については、不法投棄防止や沿道環境保全のためのパトロールに引き続き取り組むとともに、町内小学生による「環境美化宣言」やサンビーチ海水浴場の「クリーンボックス製作」、また、「クリーンアップ大洗」等のイベントを通して、町民・事業者・行政が一体となった美しいまちづくりへの取り組みを進めてまいります。このほか、台風や大雨等による海岸への漂着ごみの回収・運搬、松枯れ対策なども随時実施をしてまいります。

循環型社会の構築及び地球温暖化対策について、資源・エネルギーの消費抑制や再利用を促進するため、身近なごみの分別や資源ごみのリサイクルを推進するほか、住宅用太陽光発電システム等への助成や「ノーマイカーウィーク」「エコチャレンジ」等の取り組みを推進してまいります。

また、駐車場内でのアイドリング・ストップや、水素を燃料として走る燃料電池自動車の普及啓発にも努めてまいります。

町民の安全・安心のための取り組みについては、防犯・交通安全対策として、街路灯や交通安全施設の整備や維持管理を行うほか、各種の団体と連携し、地域住民の力によるパトロールなど安全対策に取り組むとともに、高齢者の交通事故防止対策の一つとして、引き続き「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施してまいります。

また、多発する消費者トラブルを予防するため、引き続き消費生活センターにおける相談受付やPR活動に努めてまいります。

災害・防災対策について、災害時に避難所となる小・中学校の避難所案内看板を整備するとともに

に、計画的に防災備蓄品の充実・更新を進めてまいります。

また、防災行政無線のデジタル化に向けた工事を今後、年次計画に基づいて進めてまいります。

消防体制の整備については、災害時の備えとして、住宅用火災警報器の設置・取り替えなど住宅防火の推進のほか、防火対象物等への立入検査や消防車両による巡回などにより火災予防活動に力を入れて努めてまいります。

また、消防団活動の充実に向けて消防ポンプ自動車を計画的に更新するほか、広報活動等による消防団への加入促進に努め、消防署との連携体制を密にして消防力の強化に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、近隣医療機関との連携を強化いたしまして、より一層の救急体制の充実化を図ってまいります。

また、救命率の向上を図るため、町内各事業所や町民向けに救命講習会を実施し、心肺蘇生法を含む応急手当の知識・技術の普及に努めるとともに、救急車の適正利用の啓発を行うなど、救急救命に関する住民意識の向上を図ってまいります。

第4に、「快適な生活空間のまちづくり」についてであります。

上水道については、老朽管や配水場の設備を計画的に更新し、引き続き安全で安心な水の安定供給と水道事業の経営安定化に努めてまいります。

下水道につきましては、公共下水道事業計画に基づき、枝線の管渠工事に引き続き取り組んでまいります。

また、公共下水道総合地震対策計画に基づき、下水道管路の耐震化に伴う詳細設計や耐震補強工事のほか、災害時に広域避難場所として指定されている各小・中学校にマンホールトイレを設置する工事を進めてまいります。

なお、現在の下水道事業計画区域は282.7ヘクタールで、水洗化率は、平成30年3月末現在で63.9%であります。供用開始区域内の未接続住宅の接続促進に全力で取り組み、水洗化率の向上に努めてまいります。

道路につきましては、引き続き関根祝町線などの事業に取り組むほか、関根祝町線に接続する吉沼磯浜線の整備促進についても力を注いでまいります。さらに、町民の日常生活を支える道路についても、路面の補修や段差解消などを進めてまいります。

これまで事業を進めてまいりました国道51号と大洗駅を結ぶ船渡大洗線につきましては、4月19日に開通する運びになりました。本道路は、避難路としての機能のみならず、特に大貫台地区の土地利用の促進など、地域の活性化にも寄与する道路として期待しているところであります。

また、大洗駅前広場の整備につきましては、今年度からトイレ工事などに着手しておりまして、引き続き早期完成が図れるよう取り組んでまいります。

公共交通については、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の輸送力強化や安全対策に要する経費に対し、国・県・沿線自治体による協調支援を行うほか、「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」において利用促進事業を展開してまいります。また、循環バス「海遊号」や「なっちゃん号」を運行し、町民をはじめとする観光客の交通手段の維持・利便性向上に力を注いで努めてまいります。

茨城港大洗港区については、首都圏初の「みなとオアシス」として、町民や観光客が集う交流空間の形成を図るとともに、北関東道・圏央道・茨城空港からのアクセスの優位性を生かし、フェリークルーズなど船旅をもっと身近に楽しんでもらえるよう船会社・旅行代理店と連携をし、新たな利用形態の提案をしております。

先日3月2日には、既に24回以上の入港実績を誇る客船「にっぽん丸」を「大洗海の大使」に任命をしたところであります。今後も7月、8月、10月の入港が決まっております、引き続きクルーズ船の寄港地としての船社から「選ばれる港」を目指し、入出港時における「おもてなし」に力を入れてまいります。

また、港を活かした賑わい創出に向け、帆船の寄港に向けて現在調整を行っているところであります。こうした取り組みとあわせ、大洗港の利用促進に資するよう、私自身が先頭に立ってポートセールスを行うとともに、より大きな船の入港が可能となるよう、港湾の機能強化について力強く関係者への働きかけをしているところでありますし、一層また強めてまいります。

移住・定住の促進につきましては、定住促進奨励金により町内での住宅取得のきっかけを提供するほか、子育て世代と高齢者の三世帯が同居等するためのリフォーム費用や結婚に際して経済的不安を抱える新婚世帯に対する住居費等に対する助成を行うなど、多様な世代の支援をしております。

第5は、「活力と賑わいあふれるまちづくり」についてであります。

観光の振興については、おもてなし精神をさらに醸成し、受け入れ体制の充実に取り組むとともに、「大洗あんこう祭」をはじめ魅力的なイベントの開催、インターネット動画やSNSなどを活用したメディアプロモーションなどにより観光客の誘致促進に努めてまいります。

また、町内施設に対して温泉を供給しているタンクローリーを更新し、温泉の安定供給の確保とさらなる利用者の拡大に向けて、通年型観光の促進を図っております。

海水浴事業につきましては、多くの方に安心して快適に楽しんでいただけるよう、安全対策に万全を期するとともに、環境美化活動やバリアフリー環境の充実に努め、魅力あるビーチづくり、ユニバーサルビーチとしての推進を図っております。

このほか、大洗ブランド認証品の登録・活用の促進を通じて、観光と「食」のイメージを融合させ、地場産業の活性化を推進しております。

インバウンドへの取り組みについては、ファミトリップと言われる旅行事業者やメディアの視察ツアーに対し、「貝合わせ」などの体験を取り入れるとともに、近年パワースポットとして知名度を上げております大洗磯前神社や神磯鳥居に加えて、国営ひたち海浜公園など周辺観光地も含めた魅力ある旅行商品の造成・PRについて、県とも連携して本町への誘客促進に一層力を入れて取り組んでまいります。

さきに策定された新たな県の総合計画においては、本町は、ひたちなか市とともに海浜リゾートゾーンとして位置づけられました。今後、関係団体と民間事業者などと地域間連携を強化し、リゾート地大洗としての歩みを強めてまいります。

来年2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。東京や茨城を訪れる多くの方が大洗に足を伸ばしていただけるよう、積極的に誘客に取り組んでまいります。

商工業の振興については、町商工会と連携し、町内企業の経営改善や金融の円滑化のほか、創業セミナー開催を支援してまいります。

また、震災後に取り組んできた復興事業により整備された環境を生かしまして、空き店舗の活用や、きらめき通り、サンビーチ通りの新たな顔づくりに力を注ぐとともに、がんばる商店街事業補助金や街路灯設置に対する補助を行うなど、商店街の活性化に努めてまいります。

水産業の振興につきましては、栽培・資源管理型漁業を推進するための稚魚・稚貝の放流のほか、試験的に行っている養殖事業の実現に向けて支援をしてまいります。また、町の漁業協同組合において国の補助事業として整備をする活魚蓄養施設等に対して支援を行うとともに、担い手育成や操業体制の維持に努めてまいります。さらに、水産物や加工品の品質向上・ブランド化を推進し、生産性の向上・競争力の強化に努めてまいります。

農業の振興につきましては、米の生産調整を目的とした飼料用米や輸出用米などの新規需要米の作付けに対する助成や、新規就農者や担い手農家への支援等を引き続き実施をしてまいります。

また、「日の出米」に代表される農産物のブランド化を進め、地産地消とあわせて販売促進にも努めてまいります。加えまして、農業振興と地域の賑わいづくりのために、夏海地区での大洗農産物まつりの開催や「夕日の郷松川」のPRを強化してまいります。

農業基盤の整備につきましては、農道整備や農業用水供給の安定化のほか、引き続き向谷原地区の水田及び夏海地区の畑地の土地改良事業に取り組んでまいります。また、農地中間管理機構を活用いたしまして農地の集積・集約化と担い手の農地利用を支援し、農業経営の効率化を進めてまいります。

続いて、原子力の研究開発の推進についてであります。

日本原子力研究開発機構が有する「常陽」「JMTR」「HTTR」の3基の研究用原子炉については、現在いずれも停止中であります。このうち高温工学試験研究炉「HTTR」については、現在、日本原子力研究開発機構において平成31年度中の稼働に向けて申請を行っているというふうに伺っているところであります。

「HTTR」は自己制御性に優れておりまして、固有の安全性を有するのみならず、その過程において、環境に優しく次世代エネルギーとして期待される水素を作ることができるなど、我が国にとっても大変重要な施設であります。

また、我が国の技術は世界にも認められておりまして、平成29年には日本原子力研究開発機構とポーランド国立原子力研究センターとの間で、高温ガス炉に関する研究協力の覚書を締結し、技術協力を進めております。先ほど議長からお話がありましたけれども、ポーランド、セミナーで私もちょっと挨拶をさせていただきました。これは向こうの国立原子力研究センターが開催したセミナーでありましてですね、そういうことで非常に技術提携というのは非常に重要視されてきているのではないかというふうに思っております。

今後も、文部科学省に対して、「HTTR」の早期稼動とさらなる技術開発の促進について働きかけを強めてまいります。

また、平成30年4月に青森県六ヶ所村、岡山県鏡野町、茨城県の東海村、大洗町で立ち上げました「原子力研究開発推進自治体協議会」において、引き続き原子力研究開発施設が立地する自治体に共通する課題解決に向けて、文部科学省をはじめ関係省庁等との協力体制を図ってまいります。

第6は、「ともに力を合わせてつくるまちづくり」についてであります。

少子高齢化に伴い、全国的に地域コミュニティの機能の維持が課題となっておりますが、町内会はコミュニティの中心的役割を担っており、また、自主防災会は災害発生時にご近所で助け合う「共助」を発揮していただく貴重な存在であります。引き続き地域コミュニティの重要性の啓発を行うとともに、各団体の活動事業を広報紙等で紹介するなど、情報発信にも努めてまいります。

また、地域コミュニティをはじめNPOや企業などと連携をいたしまして、それぞれの特徴を生かし、地域課題の解決に取り組む「協働のまちづくり」を進めてまいります。その一環として、平成31年度には「いきいき茨城ゆめ国体」の開催も控えていることから、各種団体と連携をいたしまして清掃活動や「花いっぱい運動」を展開し、官民一体となって開催気運の醸成を図ってまいります。

広域連携については、「ひぬまの会」における茨城町・鉾田市との連携のほか、県央地域の9市町村による「定住自立圏連携協定」に基づき、休日夜間緊急診療所の運営経費や産婦人科医確保に係る経費に対して共同で財政支援を行うほか、周遊型ツアーの造成など、自治体間で機能を補いつつ、地域全体で安全・安心や魅力の向上等に努めてまいります。

また、水戸市において来年度から新たな清掃工場の稼動が予定されていることに伴いまして、大洗・鉾田・水戸環境組合によるごみ処理事業について、今後の共同運営の在り方について早急に検討を進めてまいります。

友好都市・国際交流については、現在、国内15の自治体と友好関係などを締結しており、引き続き県域を超えた交流人口の拡大に努めてまいります。

また、現在、ポーランド共和国オトフォツク市との友好都市締結に向けて準備を進めているところであります。協定締結後には、中学生派遣事業のほか、芸術文化・産業面での交流についても力を注いでまいります。

次に、これらの施策の実施に向けた平成31年度当初予算の規模についてであります。

一般会計と特別会計と合わせて総額は136億4,787万6,000円、前年度比1.4%の減となります。

内訳として、一般会計は82億9,300万円、前年度比0.2%の減であります。

国民健康保険特別会計につきましては、19億6,800万2,000円、前年度比4.6%の減であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、1億9,828万1,000円で、前年度比1.0%の増。

介護保険特別会計につきましては、18億532万1,000円、前年度比3.1%の減であります。

公共下水道事業特別会計につきましては、6億4,962万7,000円、前年度比10.9%の増であります。

地方卸売市場事業特別会計につきましては、446万3,000円であります。前年度比0.1%の増であり

ます。

公園墓地事業特別会計につきましては、1,813万3,000円、前年度比5.6%の減であります。

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計につきましては、846万6,000円、前年度比2.2%の増であります。

水道事業会計につきましては、7億258万3,000円、前年度比10.3%の減となっております。

大洗駅前広場の整備や「いきいき茨城ゆめ国体」の開催に伴う事業費の増などがありますが、南小・中学校の共用体育館の整備が完了いたしました。これに伴いまして一般会計の予算全体では若干減となったところであります。

特別会計では、水道事業会計における新年度事業費の減などによりまして、各会計の合計した予算は前年度比3.1%の減少となったところであります。

財源となる歳入面では、歳入の柱となる町税において、固定資産税の増収は見込まれるところでありますが、一方、個人町民税・法人町民税、たばこ税に関して減収の見込みであります。そこで25億8,161万9,000円というような数字になり、前年度比1.3%の減でございます。そういうところで計上しているところでございます。

次に、地方交付税についてであります。普通交付税については、今年度の実績額と国の平成31年度地方財政計画の伸び率を勘案をいたしまして、9億200万円を計上したところであります。

特別交付税は、通常分として1億3,500万円、震災復興特別交付税については、事業終盤を迎えていることから2,586万7,000円減の2,270万3,000円を見込んだところであります。

地方交付税全体といたしましては、3,936万7,000円減というようなことになりまして、10億5,970万3,000円、前年度比で3.6%減というようなことでありまして、今お話ししましたように町税、交付税が一般財源というようなことの主たるものになるわけではありますが、これらが減になったということは大変財政環境としては厳しいというふうにお考えいただくことが大事だというふうに思っています。

なお、臨時財政対策債と合わせましてですね実質的な普通交付税は5,350万円の減で11億6,900万円、前年度比4.4%の減ということでありまして、31年度は臨時財政対策債も減になっているというようなことでありまして、そういう中では、かなりやっぱり一般財源にきつくなってきているところであります。

国庫支出金につきましては、南小・中学校の共用体育館整備事業等の減額によりまして12億8,142万4,000円、前年度比で8.6%の減となったところであります。

寄附金につきましては、ふるさと納税である「大好きです大洗寄附金」を1億円見込んだところであります。

町債につきましては、実質公債費比率を抑制し、健全な財政運営を図るため、臨時財政対策債2億6,700万円や都市計画事業債1億2,200万円、防災対策事業債4,120万円などの最低限の借り入れに留めたところでありまして、前年度比で32.1%減となる5億5,940万円を計上したところであります。

こうした町債発行の抑制に伴う一般財源不足を補うために、繰入金として財政調整基金や減債基

金などからも一部繰り入れを行い、総額で8億1,755万9,000円を計上したところであります。

平成31年度の国の地方財政計画においては、地方交付税と一般財源総額において前年度を上回る額が確保されるとともに、臨時財政対策債も抑制されるなど、一定の改善が図られておりますけれども、依然として地方の財源不足は解消されてない状況にあります。今回の予算編成に当たりましては、計上可能な財源の確保とともに、後年度への負担抑制を図りつつ、真に必要性・緊急性が高いと判断したものを計上したところであります。

今後も町税の納入促進、処分可能な未利用地の売却等に取り組むとともに、受益者負担の見直し、事務事業の見直し、再構築を行うなど、行財政改革を一層推進し、規律ある堅実な財政運営に努めてまいるところであります。ご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます。

さて、終わりに、今年は5月に改元を迎え、我が国にとって新たな時代が幕を開ける節目の年となります。「平成」の次に来る新しい時代が、大洗町にとって希望に満ちあふれる時代となるよう、目指す将来都市像である「人が輝き 海が育む ふれあいのまち大洗」を目指して、平成31年度も町民の皆様とともに全力で取り組んでまいるところであります。

以上をもちまして、平成31年度の施政方針といたします。議員各位並びに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 以上で、平成31年度施政方針に関する説明および一般会計予算・特別会計予算の説明を終わりました。

質疑につきましては、3月10日の日曜日に本会議を開催し、質疑を行います。

ここで暫時休憩いたします。

なお、会議再開は、午前10時50分を予定いたします。

傍聴者の皆様、お茶の用意がしてありますので、ご自由にお召し上がりください。

(午前10時38分)

---

○議長（今村和章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第5、議案第10号 大洗町指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第10号 大洗町指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、介護保険法の改正に伴いまして指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたところでありまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、町の基準として厚生労働省令を引用する条例の形式にすることによりまして、先般、省令で改正された事項である医療と介護の連携強化のための入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先の医療機関に提示すること等を加えたものでございます。

また、引き続き町独自の基準として、暴力団排除条項を規定するというものでございます。

以上が議案第10号の説明でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第10号 大洗町指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第10号 大洗町指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第11号 大洗町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第11号 大洗町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、介護保険法の改正に伴いまして指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準が一部改正されたことによりまして、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、障害福祉制度による指定事業所であれば、共生型地域型サービス提供者として介護保険事業所の指定を受けられるようにするものであります。

また、他の介護事業に関する基準を定める条例と同様に、町独自の基準といたしましては、暴力

団排除条項を規定するものであります。

議案第11号の説明であります。詳細につきましてはお手元の議案書によりまして審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第11号 大洗町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 議案の10号とも重なるんですが、この11号でも町独自の基準として暴力団の排除を加えたというふうに説明されましたが、これを町独自として加えなければならないという、そういう事案があったのかどうかまず伺います。

○議長（今村和章君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでですね、暴力団排除条項に絡むような事例というのは、起こったことはございません。ただ、何と申しますか、今後そういった暴力団関係の事業所が参入してきてはまずい分野でありますので、そこでこの町独自の要件ということで定めさせていただいております。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 確かにそうですね。水戸でも例えば生活保護受給者を囲い込んで、そこで生活保護費をピンはねするようなそういうことが発生しておりますが、これは施設が違いますけども、ただ、こういう福祉施設は、大洗ではないんだけど全国的にはある、事例として何かありましたらね紹介してください。

○議長（今村和章君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 再度の質問にお答えいたします。

事例といたしましては、私どものところに挙がってきているものは、近隣といたしましてはございません。

全国的には、稀に時折新聞紙面を賑わすこともございます。確かに高齢者であったり、障害者であったり、社会的に立場の弱い方たちに関する福祉分野でございますので、そういった暴力団関係者が参入しやすい、目をつけやすいところではあるかと思っておりますので、その辺は予防策として規定を設定するのはしかるべきかと考えております。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それで、その認定するわけですけども、この施設の管理者が暴力団と関わりがあるのかどうかとか、そこをしっかりと認定してなきゃいけないんですけども、行政側として、要するに町の行政としてそこら辺をきっちり把握するというのはなかなか難しいのではないかとありますが、これらの条例を展開する上で警察との関係とか、そういうものが細部にわたって協定と申しますかね、話し合いがもたれているのか伺います。

○議長（今村和章君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 菊地議員、再度のご質問にお答えいたします。

これまで暴力団が関係するような事案というのは、大洗町内で起こったことございませんので、具体的に警察との連携協定というのは活動した記録はございません。ただそうですね、指定を行うに当たっても事業者、その代表者の資産状況であったり登記情報、それから、事業所に勤める人員の細かい詳細まで書類として提出をさせますので、その中で疑わしきものが発見した場合は、随時適宜に対応してまいります予定でございます。以上です。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 今の質問である程度わかりますけども、この第3と第4のところでですね「暴力団」と「暴力団員等」と「社会的に非難されるべき関係を有する者」、または4のほうにですね「社会的に非難されるべき関係を有する者」ということが2項目ありますけども、この「社会的に非難される関係」というものは、具体的にどのような関係を指していらっしゃるのかお尋ねをしたいんですが、また、先ほどのですね質問の中で、いわゆる一般的な言い方でいうとフロント企業といわれて、株式という形をもって非社会的なグループがそこを实际的に占有をするという形は耳にしていることもありますけども、ただ、そこまでの行政として入り込んで調べることは難しいであろうというところもあると思います。それよりもですね、最初の質問の「非難されるべき関係」というものは、どのような関係を示されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（今村和章君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

「暴力団員等」のほかに「社会的に非難されるべき関係を有する者」、大変抽象的には書いてございますけれども、暴力団以外にもそれに何といえますか、それに類するような、福祉施設でございましてけれども、それと相反するような行動、活動をされるような団体というのも非常に明確には申し上げにくいんですけれども、社会には存在してございます。新聞や報道等で時折話題になりますような団体、ある種の宗教団体であったり、そういった反社会的活動を行っているような団体、そういったものが含まれると思います。そういった方たちが、こういった高齢者、障害者などの福祉事業所のほうに参入されるというのは、非常にそういった弱い立場の住民を利用される可能性が高うございますので、その辺を指定しているものでございます。以上です。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。非常に難しい事案であろうというふうに思います。条例があっても、ここにこの条例を施行するに当たっては、非常に難しいところもあるんだろうと思います。ただ、思いはよくわかります。こういった社会弱者と言われる方が、ある組織によって搾取されるというようなことを排除するための条例というのはよくわかります。

これに関しましては、この地域というのは、なかなか私も耳にしたことはありませんが、いわゆる暴力団の定義というのは、暴対法の中で定義されておりますけども、その暴対法で定義されない人たちというのがいるわけですね。例えばOBになっていたり、そういう組織から離れている方々、そういう方々がまた新たにその組織を作って別な搾取団体になるということは、よく存じ上げておりますし、そこについてですね皆さんこの条例を作るから、その条例をどういうふうに適用するか

というところまでは私は論じませんが、ただ、非常に難しいところだというふうに思いますし、なおかつ皆さんたちがやっている仕事自体がですね、そこにやはり抵触しないような、いわゆる搾取のない、きれいな保育事業、失礼しました。介護にしても全てにしても保護事業をしたいというところの思いはよくわかりますので、これ以上の質問はいたしませんけども、鋭意ご努力をいただきながら、こういった方が参入されないような組織づくりというものをお願いをして終わります。

○議長（今村和章君） そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第11号 大洗町指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第12号および議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第12号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および議案第13号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第12号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

議案第12号につきましては、平成30年8月10日の人事院勧告に鑑みまして大洗町職員の給与を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、若年層に重点を置いて給料表を平均0.2%引き上げ、また、勤勉手当の支給月数を0.05カ月分引き上げるものであります。

次に、21ページをご覧ください。

議案第13号につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、常勤特別職の期末手当の支給月数を改定するものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるという内容のものであります。

以上が議案第12号および13号の議案2件でございますが、その説明は終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第12号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。  
12番 菊地昇悦君

○12番（菊地昇悦君） 職員の給与の引き上げということでもありますけども、この臨時職員のですね給与の見直しについては、どのようになっているのか伺います。

○議長（今村和章君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 今回の条例改正では、臨時職員の給与改定は含まれておりませんので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 含まれてないのはわかりますけども、要するに考え方、あるいは方向性はというふうに考えているのかと。同一労働、同一賃金と安倍首相も言っているとおりでありますけども、同じ職場で働いてね、片方は上がるけども片方は据え置きというのは、これ、同じ働きながら納得いかないという気分にもなってくるんじゃないかというふうには思いますが、その辺はどのように受けとめて今度の改定を提案したのか伺います。

○議長（今村和章君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

臨時職員の賃金等につきましてはですね、大洗町でも最低賃金を維持する中でですね他の市町村の賃金の状況等も勘案しながら決定しているところでございますけれども、議員、今のご指摘のとおり32年度からはですね、大きく町の職員の雇用体系が変わる中でですね、今、各課において各臨時職員の32年度からの勤務形態について議論を年度当初、31年度当初から各課ヒアリングをやっていく中でですね適正な賃金体系のもとで雇用を行いたいと思います。宜しく願いいたします。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 32年度からということではわかりましたけども、ずっと据え置きのまま、最低賃金にしても茨城の場合は年間26円くらいかな、26円くらいしか上がらないという非常に劣悪な状況なんですよ。先ほど町長の施政方針でも東京圏と地方圏の1人当たりの所得の格差が広がっているというような記述がありました。非常にこれは茨城県の人口が全国一、県外に流出している、流れているというようなことは、まさにこういう働き方の条件、環境が非常に悪いということにもなってくると思うんです。ですから、私は32年を待たず、31年から見直しするという考え方も必要ではないかなというふうに思いますし、そのことを求めて質問を終わります。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） その金額、報酬について云々ではありませんけども、今回この補正で上げられてきました。その前にですね来年度の予算書を見ますと、大体人件費が19.数%になっておりまして、総額が昨年度から若干下がっております、人件費としてはですね。それがこの3月議会のほう

に今提示されておりますけれども、今回のこの条例の一部を改正して、このような形で議決をした前提で3月予算というのは作られておるのでしょうか。そこの確認だけ1点させていただきたいと思っております。

○議長（今村和章君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回上程させていただきます3月補正予算につきましても、この条例を加味して提案させていただいているものでございます。ご了解いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。万が一、否決になった場合に、その予算書全てが、そこがずれてきますよね。ですから、私はですね、今この提案で、どういう流れで皆さんがとるかわかりませんが、本来は補正をやってから3月議会のほうの数字が上がってくるのか、同じ日に上程されますから、それはそれでまた違うんでありますけども、その辺の順序というのはどのようなになっているか、どのようにお考えで3月予算のほうにそれを提示されているかということ、初めから議決ありきということになるのかなというふうに感じますけども、お考えだけをお示しいただきたいと思っております。意地悪な質問です。

○議長（今村和章君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

本来であれば条例を先、可決していただいて、その後その条例に基づいた補正予算というのが流れが正しいのかなと思っておりますけども、今回の人事院勧告がですね国のほうの議決がですね11月の末日だったと思うんですけれども、その関係で12月定例会においてですねこの条例の議案提出が間に合わなかったという経緯がございますので、今回、人事院勧告に伴う職員の給与の条例改正とですね、それに伴う補正予算のほうが同時になったということでご理解をいただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○11番（坂本純治君） 終わります。

○議長（今村和章君） そのほかありますか

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第12号 大洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第13号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第13号 大洗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第14号 大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第14号 大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

23ページをお開きいただきます。

本案につきましては、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正されたことによりまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、災害援護資金制度について、貸付利率および延滞利率を引き下げるものであります。

また、これまで貸し付けを受けた資金の償還方法について、新たな月賦制を追加するという内容でございます。

以上が議案第14号の説明でございます。詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号 大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第14号 大洗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決し

ました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第15号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第15号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について、提案の理由をご説明いたします。

25ページをお開きいただきます。

本案につきましては、大洗町観光情報センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をを求めるものでございます。

指定管理者につきましては、一般社団法人大洗観光協会を引き続き指定管理者とするものであります。なお、指定管理者の指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

以上が議案第15号の説明でございます。お手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第15号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について、提案の理由をご説明いたします。

26ページをお開き願います。

本案につきましては、県央地域首長懇話会を構成する市町村の公の施設について、広域利用対象施設の変更によりまして関係市町村と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

16号の内容は以上のようにございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についての質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第6、議案第17号 平成30年度大洗町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第17号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ3,512万9,000円を減額をいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億4,243万5,000円とするものでございます。

また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定をするとともに、既定の地方債を変更するものでございます。

5ページをお開きいただきます。

第2表の繰越明許費につきましては、年度内完了が困難となる見込みとなった10事業について、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものでございます。

総務費の町民会館外階段改修事業につきましては、平成30年9月議会において当該工事に係る設計費を補正したところでございますが、国体開会式等で利用に向けて工事費を今回の補正予算に追加計上して、1,184万8,000円全額を繰り越すものでございます。

民生費のプレミアム付商品券事業につきましては、国の補正予算に基づき実施する事業でありま

して、今回の補正予算に追加計上をしております。

事務費分の事業費171万円について、事業着手が翌年度となる見込みのため、全額を繰り越すものでございます。

衛生費の住宅用太陽光発電システム設置補助事業につきましては、工事完了および補助金の交付が翌年度となることから16万円を繰り越すものでございます。

農林水産業費につきましては、今回の補正予算に追加計上いたしておりますが、同じく国の補正予算に基づき実施する2つの事業について、事業主体である県への負担金の支払いが翌年度となることから、経営体育成基盤整備事業費350万円、農村地域防災減災事業費500万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

土木費・道路橋梁費の町道整備事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、事業費1,804万6,000円を繰り越すものでございます。

都市計画費の都市再生整備計画事業につきましては、関係機関との調整に時間を要したため、事業費1億4,452万円を繰り越すものでございます。

都市計画道路若見屋平戸線整備事業および船渡大洗線整備事業につきましては、ともに工事の事前調整に時間を要し、工事完了が翌年度となることから、それぞれ事業費300万円、4,452万6,000円を繰り越すものでございます。

教育費の旧祝町小学校解体事業につきましては、今回の補正予算に計上したところでございますが、当該小学校の跡地利用を進めるに当たりまして民間事業者の声を聞くサウンディング調査結果を踏まえまして、解体し公募するに至り、平成31年度中の売却を目指し解体工事のための設計費400万円を繰り越すものでございます。

6ページをお開きください。

第3表の地方債の補正につきましてご説明いたします。

防災対策事業債をはじめとする地方債につきましては、当該事業費の確定によりまして借入限度額を変更するものでございます。

経営体育成基盤整備事業債および農村地域防災減災事業債につきましては、繰越明許費のところでも触れましたように、国の補正予算に係る事業の財源といたしまして増額する一方、農村地域防災減災事業債につきましては、本年度の事業費確定分と合わせて760万円を減額するものでございます。

学校施設除却事業債につきましては、旧祝町小学校解体事業に係る財源として360万円を追加するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

全般的なことといたしまして、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減および財源の調整による財源振替が主な要因であります。

また、総務費をはじめ、給料と職員手当等の人件費につきましては、人事院勧告による増および

人事異動等による増減調整によるものでありますので、以下、職員等の人件費について省略してご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

総務費の交通安全対策費の需用費につきましては、原油価格の高騰に伴い、町で管理している道路照明灯の電気料金に不足が生じるため、光熱水費126万円を追加計上するものでございます。

防災費の委託料、防災行政無線デジタル化整備設計業務委託料につきましては、防災行政無線デジタル化整備に向け本年度実施設計を行ったところでございますが、実績見込みによりまして530万3,000円を減額するものでございます。

ハザードマップの更新業務委託料につきましては、実績見込みによりまして155万6,000円を減額するとともに、当初一般財源で対応する予定でありました一部国庫補助金で対応できることとなったために財源振替を行うものでございます。

罹災証明書交付システム設定委託料につきましては、平成31年4月から運用を開始するシステムの設定委託料48万6,000円を追加計上し、また、負担金、補助および交付金において、負担金の額の確定により188万6,000円を減額するものでございます。

通信ネットワークシステムの整備事業費につきましては、4月からの新規採用職員用の情報端末整備のため、備品購入費100万9,000円を追加計上するものでございます。

財政調整基金費につきましては、今後の財政運営を考慮し、財政調整基金に2,500万円を積み立てるものでございます。

また、東日本大震災復興交付金基金費につきましては、国土交通省所管の完了事業の清算として5,125万1,000円を国へ返還するものでございます。

14ページをお開きください。

中段、都市開発等地域振興計画費につきましては、水戸・大洗・那珂湊間の路線バス運行助成事業について、3市町での協調支援を行わないこととなったため102万6,000円を減額するものでございます。

15ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費個人番号カード交付事業負担金につきましては、番号制度に係る個人番号カード発行枚数等が当初の見込みより少なくなったためにですね191万円を減額するものでございます。

県議会議員選挙費につきましては、選挙費に係る清算でございまして、報酬から備品購入費まで計148万2,000円を減額するものでございます。

16ページをお開きください。

町民会館管理費につきましては、近年、町民会館外階段のタイル間の目地の劣化によりましてですね、タイルに不安定な箇所が見受けられることから、階段の全体的な修繕を行うための設計費用を平成30年9月議会において補正予算に計上したところでございますがけれども、その設計を完了し、来年度の茨城国体の開会式で利用できるよう、工事監理委託料29万2,000円および工事請負費1,155

万6,000円を追加してしっかり整備しようというようなことでございます。

地域づくり総務費、ふるさと納税「大好きです大洗寄附金」につきましては、当初見込みより寄附金額の減額が見込まれることによりまして、歳出予算について、報償費および積立金をそれぞれ1,000万円、計2,000万円を減額するものでございます。

委託料につきましては、スウェーデンニーショーピン市との友好都市関係が終了し、中学生派遣事業が中止となったことに伴いまして、400万円を減額するものでございます。

下段、民生費の社会福祉総務費につきましては、国の補正予算に基づきプレミアム付商品券事業を実施するものでございますけれども、平成31年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するために、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売する市町村に対し、その実施に必要な経費を国が全額補助し行う事業でございます。今回につきましては、来年度、商品券を発行するために必要な事務費分の消耗品費9万円およびシステム改修のための委託料162万円を追加計上するものでございます。

障害者福祉費につきましては、それぞれの事業の実績見込みおよび清算により、計上でございます。

委託料につきましては、訪問入浴サービス事業費の実績見込みによりまして94万円を減額し、扶助費につきましては自立支援給付費等の実績見込みによりまして、合わせて569万1,000円を追加計上するものでございます。

償還金、利子及び割引料につきましては、事業費の確定に伴いまして平成29年度分の障害者福祉費国庫負担金1,194万6,000円を返還するものでございます。

中段、国民健康保険繰出金につきましては、一般被保険者療養給付費の増が見込まれることから、一般会計からの繰出金6,979万4,000円を追加計上するものでございます。

介護保険事業費につきましては、職員給与費繰出金等の増により、介護保険特別会計繰出金23万1,000円を増額するものでございます。

児童福祉総務費につきましては、放課後児童クラブ指導員、いわゆる学童保育の指導員の賃金について、指導員の雇用が当初見込んでいた人数より少数になったため360万円を減額するものでございます。

18ページをお開きください。

児童措置費の償還金、利子及び割引料につきましては、平成29年度分の子ども・子育て支援交付金および子どものための教育・保育給付費負担金の額の確定に伴い、返還金556万4,000円を追加計上するものでございます。

19ページをお開きください。

衛生費の塵芥処理費の海岸漂着ごみ処理業務委託料につきましては、実績見込みによりまして委託料740万円を減額するものでございます。

最下段の農林水産業費・農業振興費の負担金、補助及び交付金、町土地改良区補助金につきましては、土地改良区運営費の一部不用額192万円を減額するものでございます。

経営体育成基盤整備事業負担金および農村地域防災減災事業負担金について、冒頭、繰越明許費の設定や地方債補正のところでも触れさせていただきましたが、国の補正予算に基づきまして実施する事業として追加計上するものでございますが、なお、農村地域防災減災事業負担金につきましては、国の補正予算に伴い追加計上するものと、当初予算化したものの実績見込みにより減とを合わせまして250万8,000円を追加計上するものでございます。

新規就農総合支援事業負担金につきましては、実績見込みにより150万円を減額するものでございます。

20ページをお開きください。

林業総務費の松枯れ対策委託料につきましては、松くい虫等への対策費用を計上してございますが、本年度の実績によりまして205万2,000円を減額するものでございます。

21ページでございますが、土木費の道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業において、当該補助金の減額配分による事業費の減により、委託料から補償補填及び賠償金まで計2,635万6,000円を減額するものでございます。

22ページをお開きください。

街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金を財源として行っております都市計画道路若見屋平戸線整備事業について、用地交渉に時間を要し、本年度の事業完了が見込めないため、役務費から補償補填及び賠償金まで、合わせて1億913万5,000円を減額するものでございます。なお、本事業費につきましては、事業費の一部を繰り越すとともに、必要な予算を平成31年度へ再計上しているところでございます。

公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計における決算見込みによりまして一般会計からの繰出金115万8,000円を減額するものでございます。

住宅管理費の木造住宅耐震化支援事業につきましては、申請者が当初見込みより少なかったために、委託料10万8,000円および負担金、補助及び交付金で99万円を減額するものでございます。

同様に、被災住宅復興支援利子補給金につきましては、負担金、補助及び交付金62万8,000円を減額するものでございます。

23ページをお開きください。

消防費の消防施設費につきましては、本年度、高規格救急自動車および消防団車輛の更新を行い事業費が確定したため、役務費から公課費まで計328万9,000円を減額するものでございます。

教育費の事務局費につきましては、職員の人件費調整のほか、学校給食・食物アレルギー対応の給食調理員の賃金等を当初予算化しておりましたけれども、採用した臨時職員の勤務体系が短時間勤務となったために、共済費および賃金を合わせて143万円を減額するものでございます。

また、負担金、補助及び交付金につきましては、南小学校通学支援バス補助事業において、利用する民間バスの運行が平成30年9月末までで終了となったため、68万6,000円を減額するものでございます。

学校財産管理費の需用費につきましては、小・中学校の各施設修繕が必要となったため204万2,0

00円を追加計上するものでございます。

委託料につきましては、2つの事業について計上してございます。1つ目は、南小・中学校共用体育館の建設を行ってまいりましたが、平成30年秋に無事完成し、今年度の事業費が確定したために委託料170万2,000円、工事請負費で550万円をそれぞれ減額するものでございます。

2つ目は、繰越明許費のところでも触れたところでございますけれども、旧祝町小学校跡地利用に係る解体工事のための実施設計委託料として400万円を追加計上するものであります。

24ページ下段でございますが、同じく教育費の博物館費につきまして、博物館・キャンプ場の使用料収入増の見込みによりまして1,200万円を幕末と明治の博物館管理運営基金へ積み立てるものでございます。

さて、7ページにお戻りいただきまして、以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、使用料及び手数料144万8,000円、繰越金で3億3,307万1,000円、諸収入2,538万5,000円を追加し、地方交付税2,056万3,000円、国庫支出金1,093万1,000円、県支出金443万2,000円、財産収入1,970万円、寄附金2,000万円、繰入金2億6,720万7,000円、町債5,220万円を減額し、歳入歳出それぞれ3,512万9,000円を減額補正するものであります。

以上、議案第17号 平成30年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の提案理由でございまして、詳細につきましてはお手元の議案書によりましてご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 平成30年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 22ページ、伺います。

この中でですね住宅管理費で耐震診断の派遣委託料については、申請者が少なかったという説明がなされました。これで問い合わせ件数がどのくらいで、その中で全ての方が申請しなかったということだと思うのですが、具体的な申請者の見込みなど含めてね、もうちょっとこの辺を説明してください。

○議長（今村和章君） 都市建設課長 舟生光志君。

○都市建設課長（舟生光志君） ご質問にお答えします。

問い合わせ等につきましては、ちょっと資料がないので具体的な数字はちょっと把握しておりませんが、10件程度だったと思います。当初予算に当たりまして、ほかの自治体等を踏まえ3件、予算化させていただいたところ、実際のところ1件のみというようなことでございます。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） せっかくのね制度で、予算の内容を見ると、国・県の支出金で賄っているというような状況だと思うんですが、あの大震災を受けて、この耐震化というのは非常に急がれるような重要な課題として国も県も予算化していると思うのですが、残念ながら10件ほどの問い合わせがあつて、ほんのわずかしかこれ、実際には何だろうな、申請しなかったと。何が問題だという

ふう担当課では捉えていますか。

○議長（今村和章君） 都市建設課長 舟生光志君。

○都市建設課長（舟生光志君） ご質問にお答えします。

まず、啓発活動、震災の時にですね今まで、東日本大震災もそうですけれども、昭和56年以前に耐震化がされていない、また、その後、耐震補強していないというのが大洗町におきましては2,000件ございます。そのうちですね、我々がこういう重要な事項をホームページ等で、またあるいは広報等で啓発はしておりますけれども、ちょっとまだまだ少なかったのかなと考えています。

あともっとですね、もう1点はですね、自己負担が出てきてしまうというようなことでございます。今回、耐震派遣委託料につきましては、先ほど申しましたように3件のうち1件だけでございましてけれども、その後、その方がですね実際に設計を行って、工事をやるのかということもまたちょっとわかってないとかですね不明なところでございまして、今後この事業を引き続き行っていくためにはですね、こういう啓蒙活動等も重視して行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 3件を予定していて、工事をね3件予定していて、予算的には193万7,000円、これほかのものと含めてですよ、ですから、これでやると、その耐震化が十分にできるのかどうかという、やっぱりその負担感がね躊躇せざるを得ないような状況になっているのかなというふうには思いますが、なぜこれを活用しないのかというのは、その2つの点で説明なされました。それ一つ一つ解決していかなきゃならないというふうには思いますが、是非、自己負担の部分についてはね、もっと研究して、負担感を少なくするというような課題もね是非考えていってほしいなというふうには思います。以上で終わります。

○議長（今村和章君） そのほかありますか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと瑣末な質問で大変恐縮なんですけど、今年度予算を見て比較しますとですね、財政調整基金の話になりますけども、今回のいわゆるこれ決算と同じになりますけども、数値としてはね、最終的に積立金として2,500万が昨年度という形になるんでしょうか、積み立てられています。今年度に関しては、ちょっと見た感じでは財政調整基金のほうの予算が少なかった、またはほとんどなかったような、私が見間違いであればまたそれはそれでいいんですが、本来の財政調整基金の積み立ての在り方というのは、ある一定の期間で、ある一定の金額まで積み立てるということになっているというふうに私は認識をしていたんですけども、このあたりはどのような方法をとられて、今年度はこういう金額ですけども、来年度に向けてはまた別な質問になるでしょうけども、そのあたりの考え方をお尋ねをしたいと思います。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

財政調整基金に関して申し上げますと、今年度はですね当初で1億5,000万の繰り入れというふうなところで予定をしておりましたところですけども、先ほど来ずっと話しておりました事業費の決算見込みとかですね経常経費とかの節減ということで、繰り入れを行わずとも成り立つような財

政運営見通しが立ったところでございます。

また、資料13ページ目で財政調整基金積立というふうにございますけれども、今年度は2,500万円を積み立てができるようになったところでございます。昨年度ですと5,000万円の積み立てが行えたところでありましてけれども、それは施政方針の中でも町長申し上げましたけれども、非常に厳しいところでの財政運営を強いられていると。そういう状況の中で、少しでもですね今後の財政運営のためにということで積み立てのほうを行わせていただいたというところでございます。

また、どれくらいの率がですね、あるべきかというふうなところでございますけれども、総務省市町村課のほうから聞いているような割合、財政規模に対しましての割合というふうなことで考えますと、現在の現在高というのが昨年度末ですと4億4,000万円、これに2,500万円を積み立てれることということで4億7,000万円ぐらいになるんですけれども、大体ここら辺が適当な割合というふうなことでは私たちのほうでは考えております。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございました。一応確認までですけれども、ある一定の時期ね、先ほど菊地議員とお二人が、ちょうど平成4年に議員になられた方と、4年だよ。

○12番（菊地昇悦君） 3年。

○11番（坂本純治君） 3年でした、失礼いたしました。ちょうどバブルの時期とその後を考えますとね、一時期、財政調整基金がほとんどもうゼロに近くなった時があって、それから何とかここまでまた持ち直してきたと。そういう背景からして、今後また厳しい社会事情になるんだろうと言われてる今、やはりある一定の総務省の規定というものはある程度の比率はわかりますけれども、もう少し余裕があるようなですね計画的な、5年計画なら5年計画でこのぐらいというものが少しあってもいいのかなと。多分間違いなく今回の数字を見てましても、これからの問題というのはいろんなところから出てくるであろうと。いわゆる町債の返済が7億あって、今回、町債の起債が5億と。やはり今の現状では、仮需要的にこの災害復興で非常に無理をした時期がありますから、それが今後どのように変わっていくかというものも非常に大事な時期に入っているんだろうというふうに思いまして参考までに聞かせていただきました。以上です。

○議長（今村和章君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第17号 平成30年度大洗町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり決しました。

◎議案第18号ないし議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、議案第18号 平成30年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 平成30年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第21号 平成30年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第18号から議案第21号まで、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、一般会計と同じく特別会計におきましても事業費の確定あるいは決算見込みによる増減が主な要因でございます。

また、給料と職員手当等の人件費につきましても、一般会計と同様に人事院勧告および人事異動等による増減調整によるものでございますので、割愛のほど、ご了承をいただきます。

27ページをお開きいただきます。

議案第18号は、平成30年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,089万4,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,564万4,000円とするものでございます。

31ページをお開きいただきます。

歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、人事院勧告および人事異動等に伴う調整でございます。

保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては、決算見込みにおいて給付費に不足が見込まれるために7,957万7,000円を追加計上するものでございます。

一般被保険者高額療養費につきましても、決算見込みにおいて不足が見込まれるために162万7,000円を追加するものでございます。

出産育児一時金につきましては、実績見込みによりまして負担金、補助及び交付金336万円を減額するものでございます。

29ページに戻りまして、以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、繰入金6,979万4,000円、諸収入の110万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ7,089万4,000円を追加補正するものでございます。

続きまして33ページ、議案第19号 平成30年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,098万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,917万7,000円とするものでございます。

37ページをお開きください。

歳出でございますが、総務費の一般管理費および認定調査費につきましては、職員の人事院勧告によるものおよび嘱託職員の支出科目の変更に伴う調整でございます。基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、本年度の収支見込みを踏まえまして4,051万7,000円を基金に積み立て、財源不足時に取り崩して充当するものでございます。

諸拠出金の介護保険事業負担金等返還金につきましては、過年度分清算による償還が生じたために23万9,000円を追加するものでございます。

35ページをお開きください。

以上、これらの歳出を賄う財源としましては、国庫支出金の200万4,000円、繰入金23万1,000円、繰越金3,875万2,000円、歳入歳出それぞれ4,098万7,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、39ページをお開きください。

議案第20号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明いたします。

公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ625万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,370万9,000円とするものでございます。

また、繰越明許費を設定するとともに、地方債を変更するものでございます。

41ページをお開きください。

第2表の繰越明許費につきましては、公共下水道事業費におきまして、涸沼橋付近の管更生工事に当たり、道路管理者である茨城県との協議に時間を要したほか、管路施設の詳細設計において設計に必要な事前調整に時間を要したため、これらを合わせて公共下水道事業費4,300万4,000円を繰り越すものでございます。

また、那珂久慈流域下水道事業建設負担金において、県事業の工事が繰り越しになることに伴いまして、町の負担金700万3,000円を繰り越すものでございます。

第3表の地方債補正につきましては、地方債充当事業費の確定によりまして借入限度額を変更するものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明をいたします。

44ページをお開きください。

公共下水道事業費の給与等の人件費につきましては、人事院勧告および人事異動等に伴う調整でございます。

県事業への負担金として支出しております流域下水道費の那珂久慈流域下水道建設負担金につきましては、事業費の確定によりまして負担金606万9,000円を減額するものでございます。

42ページでございますが、歳出から歳入のほうに移りまして、歳出を賄う財源として、繰越金411万円を追加し、繰入金526万8,000円、町債で510万円の減額により、歳入歳出それぞれ625万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、47ページをお開きください。

議案第21号 平成30年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。提案の理由をご説明申し上げます。

収益的収入および支出について、支出の水道事業費用の予定額を10万4,000円追加いたしまして、補正後の予定額を5億4,596万5,000円とするものであります。

また、資本的収入および支出につきましては、資本的支出の予定額を16万4,000円減額して、補正後の予定額を2億3,995万9,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,253万9,000円を1億1,237万5,000円に改めまして、不足する額1億1,237万5,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんするというものでございます。

48ページをお開きください。

補正内容の給料と手当等の人件費につきましては、人事院勧告および人事異動による増減調整によるものでございます。

収益的支出の水道事業費・営業費用につきましては、給料、手当そして法定福利費を合わせて10万4,000円を増額するものでございます。

資本的支出の建設改良費につきましては、手当16万4,000円を減額するものでございます。

以上、議案第18号から議案第21号まで一括して提案の理由をご説明申し上げます。詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 平成30年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 全県ベースになって、各地域とはかけ離れて別な算定基準なるのかなと思いつつも、なかなか変化がない、見えないと。今回のこの最終的に1年間やられて、この形を見ますとね、全県ベースになられて、どのようなところがですねこの数値を見ていると、やはり総務費のほうが若干こう、700万弱ぐらいちょっと減ってる、これ人件費の問題なのかな、これが今後継続してそういった形になるかどうかわかりませんが、このあたりも含めてですね、どのような地域性、または県一括になって、窓口という形でしかないのかもしれないかもしれませんが、よくちょっと読み取れないところがあるんですね、変化が。このあたりはどのように私たちは読み取ればいいのかというふうに思っていて、この数字を今見させていただいています。何かその大きな変化、またはこれから継続していくであろう先ほどの総務費的なものとかあればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（今村和章君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

まず、県への広域化によって窓口的なものでどのように変化したのかというところなんですけれども、窓口的に事業としての変更はございません。こちらの人件費の減った部分についてなんですけれども、こちら人事異動で職員が1名減になったというところのものになります。

療養給付費についてなんですけれども、今現在、30年度約7億円ということで県のほうにお支払いしているものが、31年度予算ベースでいくと6億6,000万円ほど、4,000万円ほど落ちております。こちら、県のほうで試算したベースになりますので、2年後の清算になってみないと実際問題いくらかかるといところが不明なところがございます。なので、その前の2年間というのがどうしても調整しながらの金額という形になってきてしまうので、今現在として財源的にどうだというのは、なかなか難しい状況ではあるんですけれども、大洗町、医療費としてはほかの市町村に比べてかなり安く抑えているところもありますので、そちらのほうもその計数のほうに、県のほうに上げながら今後の推移を見守っていきたいと思っております。

○議長（今村和章君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。非常にその難しいところはね、4方式とっていると3方式でやっているところか、まちまちそのままずっと残っていますけども、県のほうの指導として、今後、長期のスパンとしてどのように反映するかはわかりませんが、今回見ている限りでは、まだまだその変化が見られないというのが現状かなというふうに思いますので、その辺の長期スパン的なもので、もし県のほうの考えがあればお答えをいただいて質問は終わりにしたいと思います。

○議長（今村和章君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） そうですね、県のほうに一括で財政のほうに移ったということで、県のほうでは将来的にはある程度統一した利率のもとで国保税は納めていただきたいというところもありますけれども、町のほうの考え方といたしましては、できるだけ国保の方の負担を軽減したいというところで今現在進んでおりますので、その一括で急ぎよ県のほうで強くそこになれということのお話は全然きてませんけれども、国のほうの流れとしては、そちらのほうの流れもあるので、そこはちょっと注視していきたいと思っております。

○議長（今村和章君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 本県のですね負担の問題、県に統一されて各自治体の負担は軽減されるんじゃないかっていう期待をしてた。依然その期待どおりの話になんなくてですね、むしろ増えるような環境になったというようなことで、これは市長会、町村会通じて、今、県のほうに負担軽減をですね是非ともお願いしたいという要望活動やってます。そしてやっぱり課税の問題については、これ、各自治体の今、独立性というようなことで展開してですね、大洗もいろいろ課題があるんですけれども、その課題をどういうふうに克服して、より皆さん方のですね国保に対する課税の理解をいただいていくかというようなこと、今後いろいろとそういうところを詰めていかなきゃいかなんというふうに思ってます。現実には、なかなか本当に国保税は大変で、大洗の被保険者の担税能力からいきますとですね、なかなか上げられないというような環境にありますから、それをできるだけ軽減する方法をどういうふうにしていくかということは、やっぱり統一化された負担を、より下げていただくというようなことなどにね力を入れていくことだというふうに思っていますので、そういうところへ一生懸命また力を注いでいきたいと思っております。

○議長（今村和章君） そのほかありますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。これより議案第18号 平成30年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第18号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第19号 平成30年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 36ページですね。歳入で保険者機能強化推進交付金204万円とありますが、この保険者機能強化推進交付金とは内容はどういうもののでしょうか。

○議長（今村和章君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ご質問にお答えいたします。

今年度新設されました保険者機能強化推進交付金、こちらの趣旨でございますけれども、こちらは高齢者の市町村の自立支援、重症化予防に向けた取り組みを支援する目的のためでございます、地域支援事業や市町村特別給付、保健福祉事業を充実して高齢者の自立支援、重症化防止、介護予防に必要な取り組みを進めていくように、そういった目的の交付金でございます。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 名前からして、名称からしてね、そんな内容かなというふうには想像したんですが、しかも国庫、国の補助金ですよ。事業に対する補助金なんです。ところが、歳出で見ると、この204万円が基金の積立金として回されているんじゃないかというふうに見ているんですが、これは間違いなのか、間違いでないのか伺います。

○議長（今村和章君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） ご質問にお答えいたします。

確かにですね歳入として国庫から入ってきたものを支出といたしましては、給付準備基金積立金のほうに回しております。こちらですね、今年に入ってから決まった交付金でございます、急きよ、急きよという言い方は変ですけども、今年度中の事業等に新しく事業展開をしていくのがなかなか難しいということで、当面こちらの積立金のほうに入れておいて、次年度以降、事業展開進めていく予定でございます。以上です。

○議長（今村和章君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非その国の補助金のね事業目的に沿って活用してもらいたいなというふうに思います。

先ほどは、その収支見込みによってですね財源不足が陥った場合に、それを充てるんだという説

明をされましたから、どうもそうなる事業目的からして、ちょっと外れるんじゃないかというふうに思ったわけであります。間違いなくその介護予防、あるいはサロンというようなことも今、町の中では数多く展開していますのでね、活用方法はいくらでもあると思うんです。是非そっちの方向に活用して、介護事業を進めてもらいたいと要望して終わります。

○議長（今村和章君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。議案第19号 平成30年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第20号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。議案第20号 平成30年度大洗町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第21号 平成30年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。議案第21号 平成30年度大洗町水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎同意第1号および同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 日程第7、同意第1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、

同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 同意第1号および同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案の理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、大場 攻氏と大川泰男氏の2名をですね大洗町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は3年となっております。

同意のほど、宜しくお願いを申し上げます。

大場 攻氏は、平成22年3月25日から3期お務めいただいてまいりました。このたび、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任をさせていただきます。

大川泰男氏は、平成25年4月15日から2期お務めいただいているところでありまして、このたびまた引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任をお願いするものでございます。

宜しくお願いをいたします。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、同意第1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑、討論を省略してお諮りいたします。同意第1号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） 同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての提案理由をご説明いたします。

4ページをお開き願います。

本案につきましては、農業委員会委員を任命するに当たりまして、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等が占めるというようなことについて、議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定によりまして、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとされております。次期農業委員の任命に当たりましては、平成31年1月7日から2月8日まで候補者の公募を実施した結果、認定農業者が4人であり、定数8人の過半数に満たなかったためにですね、過半数要件の例外を適用いたしまして、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とするものというようなことであります。

ご同意のほど、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（今村和章君） 以上で質疑を終結いたします。

討論通告はありませんので、これより採決いたします。同意第3号 大洗町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ◎同意第4号ないし同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今村和章君） 続きまして、同意第4号から同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、同意第4号から同意第11号までの大洗町農業委員会委員の任命についての提案理由をご説明申し上げます。

5ページから12ページをご覧ください。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、同意第4号、

佐間田勝子氏、同意第5号、勝村勝一氏、同意第6号、大貫善之氏、同意第7号、佐久間亨氏、同意第8号、藤沼洋一氏、同意第9号、大貫 静氏、同意第10号、小沼正男氏、同意第11号、関 甚氏の8名の大洗町農業委員会委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。

任期は3年となっております。

ご同意のほど、宜しく願いを申し上げます。

新規委員としては、佐間田勝子氏、関 甚氏と、再任として勝村勝一氏、大貫善之氏、佐久間亨氏、藤沼洋一氏、大貫 静氏、小沼正男氏という内容で陣営でございますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（今村和章君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、同意第4号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第4号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117号の規定により、2番 勝村勝一君の退席を求めます。

〔2番 勝村勝一君 退席〕

○議長（今村和章君） お諮りいたします。同意第5号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第5号は、原案のとおり同意することに決しました。

勝村勝一君の退席を解きます。

〔2番 勝村勝一君 復席〕

○議長（今村和章君） 勝村勝一君に、原案のとおり同意しましたのでご報告いたします。

続きまして、同意第6号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第6号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第6号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第7号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第7号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第8号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第8号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第8号は、同意することに決しました。

続きまして、同意第9号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第9号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第10号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

ここで、地方自治法第117号の規定により、8番 小沼正男君の退席を求めます。

〔8番 小沼正男君 退席〕

○議長（今村和章君） お諮りいたします。同意第10号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第10号は、原案のとおり同意することに決しました。

小沼正男君の退席を解きます。

〔8番 小沼正男君 復席〕

○議長（今村和章君） 小沼正男君に、原案のとおり同意しましたのでご報告いたします。

続きまして、同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第11号 大洗町農業委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（今村和章君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第11号は、原案のとおり同意することに決しました。

---

○議長（今村和章君） ここで本席を副議長と交代いたします。

---

#### ◎選挙第1号の上程

○副議長（勝村勝一君） 日程第8、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員の選挙につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、大洗町議会議員より1名を選出いたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第3項の規定によって、指名推選にしたいと思いますのでご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（勝村勝一君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に今村和章君を指名いたします。

それではお諮りいたします。ただいま指名いたしました今村和章を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（勝村勝一君） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました今村和章君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました今村和章君に、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

本席を議長と交代いたします。

---

#### ◎請願の委員会付託

○議長（今村和章君） それでは続きまして、日程第9、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理いたしました請願は1件であります。会議規則第93条第1項の規定に基づき

まして、お手元に配付いたしました文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

---

### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（今村和章君） 日程第10、報告第1号 平成31年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について説明を求めます。副町長 斉藤久男君。

〔副町長 斉藤久男君 登壇〕

○副町長（斉藤久男君） 報告第1号 平成31年度大洗町土地開発公社事業計画の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元にごございます資料の1ページをお開き願いたいと思います。

はじめに、平成31年度の事業計画でございます。

まず、「1 土地取得事業」でございますけれども、本年度は、関根祝町線等の町道整備事業に伴う用地の先行取得を予定してございます。

続いて「2 保有土地（公有地取得事業）の処分」でございますけれども、土地開発公社が所有しております五反田の保有地について、引き続き処分を進めてまいります。

「3 保有土地の管理並びに付帯する事業」につきましては、公社保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいります。

2ページをご覧ください。

平成31年度の資金計画につきましては、「前年度決算見込額」と「本年度の予算額」の対比となっております。また、資金計画の本年度予算額につきましては、4ページからの予算説明書にてご説明させていただきます。

なお、本年度予算額の受入資金および支払資金の総額は6,586万8,000円となっております。

3ページをご覧ください。

平成31年度の会計予算でございますけれども、収入支出につきましては4ページからの予算説明書にてご説明させていただきますけれども、第3条の一時借入金につきましては、資金繰りのための一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

4ページをご覧いただきまして、収入の部の「1. 事業収益」につきましては、「公有地取得事業収益」の科目設定のため、1,000円を計上しております。

「2. 事業外収益」は、受取利息といたしまして2,000円、雑収入として1,000円をそれぞれ見込んでおります。

「3. 借入金」でございますけれども、町道整備事業に伴う代行買収を行うための資金として4,000万円を計上いたしております。

「4. 繰越金」につきましては、前年度繰越金を2,586万4千円と見込んでおります。

以上、収入合計は6,586万8,000円でございます。

5ページをご覧ください。

支出の部の「1. 事業費」の「公有地取得費」につきましては、土地取得費といたしまして900万円、補償費といたしまして5,100万円を計上しております。

「2. 販売費及び一般管理費」でありますけれども、公社が保有しております土地の草刈り、振込手数料、法人税などとして22万3,000円を計上しております。

「3. 事業外費用」は、借入金の利息等として40万1,000円を計上しております。

「4. 借入金償還金」であります。科目設定のため、1,000円を計上しております。

「5. 予備費」は、524万3,000円を計上しております。

以上、支出合計は、6,586万8,000円とするものでございます。

なお、新たに用地代行買収事業など、町からの要請、協力依頼によりましては、その補完のために事業計画の変更並びに予算の補正がありますことを申し添えさせていただきます。

以上、報告第1号 平成31年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。どうぞ宜しく願いいたします。

○議長（今村和章君） 以上、報告のとおりであります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（今村和章君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日3月6日午前9時半から、町政を問う一般質問を3人の議員が行います。是非傍聴をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時37分

